

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、その有している医薬品開発の技術をもって国内大手製薬会社のパートナーとして医薬品開発に貢献し、医薬品の分野から社会全体の期待に応えてまいります。さらに、企業価値を高めていくためには、健全性と透明性が確保された迅速な意思決定を可能にする体制の整備が必要であると考えております。

この考えに基づき、最重要課題であるコンプライアンスの徹底を含む内部統制の強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

< 補充原則1 - 2 株主総会における権利行使 >

当社は、株主が議決権行使を行いやすい環境の整備が必要であると認識しております。議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳については、機関投資家並びに海外投資家の比率等を勘案しながら、導入を検討してまいります。

< 原則1 - 3 資本政策の基本的な方針 >

当社は、株主価値を中長期的に高め、持続的成長を実現するため、財務健全性の確保と持続的成長に向けた戦略的投資を行います。具体的には、財務健全性の確保については、成長投資とリスクを許容できる株主資本の水準を保持することを基本とします。持続的成長に向けた戦略的投資については、内部留保資金を、将来の事業発展に必要な不可欠な国際共同治験への体制構築のための投資やM&Aによる拠点拡充などに活用し、資本効率の向上に努めます。株主への利益還元である配当については、中長期的な成長による企業価値向上と利益還元のバランスの最適化を図ることを基本方針とし、安定的な利益還元を努めます。

以上の資本政策の基本的な方針に関し、今後、Webサイト上等でご説明できるよう検討してまいります。

< 補充原則4 - 1 取締役会の役割・責務(1) >

当社では、経営会議において中期計画を検討し、各会議において進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜、中期目標や方針の見直しを行うこととしております。取締役会は、経営会議が策定した中期計画を決議するとともに、進捗状況や分析結果について報告を受け、監視、監督することとしております。現在当社では中期計画を公表しておりませんが、決算説明会(年2回)ならびに個人投資家説明会(年2回)において、長期的な経営戦略、ビジョンを説明するとともに説明会資料等を開示し、株主・投資家との共有認識を醸成できるよう努めております。今後、中期計画の公表について検討してまいります。

< 補充原則4 - 1 取締役会の役割・責務(1) >

当社の経営陣は創業メンバーが中心となっており、これらの者が退任した場合等に備え、後継者の計画は中長期的な重要課題と位置づけております。今後、経営理念や経営戦略、経営環境を踏まえ、適切な経営陣の後継者が育成・選定されるような計画について経営会議で検討を行い、取締役会で適切に監督を行います。

< 補充原則4 - 2 取締役会の役割・責務(2) >

当社は、現在は中長期的な業績と連動する報酬制度は導入いたしておりませんが、必要に応じ業績連動報酬についても検討して参ります。

< 補充原則4 - 3 取締役会の役割・責務(3) >

取締役会は、CEOの選解任について、これが当社における最も重要な戦略的意思決定の一つであることを前提として、人格、識見、経験、能力等を総合的に勘案した上CEOを選定するものとし、社外役員を交えて、十分な審議を行った上で実施いたします。

< 原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質 >

当社は、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない客観的な独立性判断基準等の開示に関して慎重に検討してまいります。

< 補充原則4 - 10 任意の仕組みの活用 >

当社は、独立社外取締役は現在2名であり、各取締役、経営陣との連絡・調整、監査役との連携体制は構築されており、取締役会において指名・報酬等についても、十分な議論が行われております。任意の指名・報酬委員会の設置は今後、必要に応じて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

< 原則1 - 4 政策保有株式 >

当社は、株価変動というリスクの回避のため、また資本効率の向上のためという2つの理由から、協業・提携のための株式保有等の必要がある場合を除き、上場株式を保有しません。

< 原則1 - 7 関連当事者間の取引 >

当社は、役員(取締役、執行役員または監査役)との間で会社法に定める利益相反取引を行う場合は、取締役会の承認決議を要する旨を取締役会規程に定めております。

また、当社役員による利益相反取引を把握すべく、役員及びその近親者(二親等内)と当社グループとの間の取引(役員報酬を除く)の有無、さら

に、当社役員及びその近親者(二親等内)が議決権の過半数を実質的に保有する会社と当社グループとの間の取引の有無を四半期毎に役員各々に確認しています。このほか、主要株主や子会社・関連会社等の関連当事者との取引も第三者との取引と同様に、社内規程に基づき社内承認手続きを実施することとしています。

<原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>
当社は、企業年金の積立金の運用は実施しておりません。

<原則3-1 情報開示の充実>

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「医療品開発のあらゆる場面で常にプロフェッショナルとしての質を提供し、ステークホルダーである製薬会社、医療機関、患者ならびに株主、従業員の幸せを追求する。」を経営理念として掲げております。“国内そして海外で製薬会社の新薬開発に貢献し、患者様の幸せを追求していきたい”この思いを実現するため、さらに知識と技術に磨きをかけ、事業に取り組んでおります。このほか、経営戦略、経営計画の詳細につきましては、決算短信、決算説明会及び年次報告書などの資料にて開示しておりますので、当社ホームページをご参照ください。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、その有している医薬品開発の技術をもって国内外の製薬会社のパートナーとして医薬品開発に貢献し、医薬品の分野から社会全体の期待に応えてまいります。今後も企業価値を高めていくために、コンプライアンスの徹底はもろろのこと、健全性と透明性が確保された迅速な意思決定を可能にする体制を強化してまいります。これにより、ステークホルダーの皆様にご満足いただける会社づくりを引き続き行っていく所存です。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

経営陣の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会で、会社の業績や経営内容、経済情勢などを総合的に勘案し個別の報酬額を決定しています。基本方針として、役員が職務に専念できるように月例定額報酬としており、役職毎に職務の内容に応じた本給部分と、職位のリスクに応じたリスク手当の部分、並びに在職年数に応じた功績部分の3つから構成しております。この考え方をベースに、総会にてご決議頂いた上限額の範囲内で、1年間の役員報酬を決定しております。また、現在まで役員賞与を支給した実績はありません。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部・取締役候補については、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること、的確かつ迅速な意思決定が行えること、そのほか個人の知識・経験・能力等に基づき、経営陣・取締役会全体のバランスを総合的に考慮した上、選任・解任・指名することとし、この方針に基づき、取締役会に諮っております。監査役候補については、個人が持つ財務・会計、企業経営、及び当社事業に関する知識や多様な視点を鑑み、適切に経営の監視活動が行える環境を整えるべく総合的に判断しており、この方針に基づき、監査役会が提案あるいは同意を決議し、取締役会に諮っております。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役候補・監査役候補の選任・解任・指名につきましては、株主総会招集通知に個人別の経歴、候補者とした理由を記載しております。

<補充原則4-1 取締役会の役割・責務(1)>

当社は、取締役会規程において、経営陣が取締役に付議する事項及び報告する事項を規定しています。経営会議規程、業務決裁規程及び職務権限規程において、経営陣に対する委任の範囲を規定しております。経営上重要な事項については取締役会に付議し、その他の法令上可能な業務執行の決定は、代表取締役社長に最終決定を委任しております。

<原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]の原則4-9に係る記載をご参照ください。

<補充原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件>

当社は、医薬品開発を主たる事業としております。このため取締役会は、迅速かつ的確な意思決定ならびに執行の監督が行えるよう、新薬開発をはじめとした医薬品業界の業務に精通し、深い知識・経験を有する者を中心に構成しています。さらに、財務・会計の専門知識を有する者、海外で当該事業のグローバル展開を経験した者等がガバナンスの充実や成長戦略に関して積極的に意見を述べ、活発な議論が行える体制を整えています。現在、取締役会は11名で構成されており、このうち女性を1名含んでおります。

<補充原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件>

現在、当社の取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすため、独立社外取締役を除き、他の上場会社役員との兼務は行っていません。また、利益相反取引の観点からも、他社の役員との兼務については取締役会にて決議を行い、兼務する場合であっても合理的な範囲にとどめることを前提といたします。なお、取締役・監査役の他社との主な兼務状況は、従来から毎年事業報告において適切に開示を行っております。

<補充原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件>

当社取締役会は、社外監査役(3名)による取締役全員(11名)へのインタビューを実施し、その結果に基づき取締役会の実効性を以下のとおり評価いたしました。

1. 取締役会の構成

医薬品開発の実務や医薬品事業に精通している取締役並びに財務経理等経営管理に関する専門的な知識及び経験を有するCFOから構成されており、取締役の構成としては適切である。

医薬品事業に関する国際的な知識・経験を有する取締役及び女性の取締役が選任されており、多様性は確保されている。

技術革新の著しいICT分野、AI等への知見、Global展開に伴うグループ経営等に対応すべく、各取締役の一層の研鑽・貢献が望まれる。

2. 取締役の活動支援体制

社内の取締役は、他国の子会社の役員が参加する会議も含め複数の会議に参加しており、その担当業務以外の業務に関しても情報収集及び議論の機会が確保されている。

一方で、社外取締役に対する取締役会の議案に関する事前の情報提供につき、一層の充実を要する。

3. 取締役会の運営 議論の活性化

社外取締役から質疑や意見等が十分に述べられ、活発に建設的な議論がなされている。

4. 議題・議論の内容

決議事項・報告事項については適切に付議されている。

中期的戦略課題をより重点的に議論すべきとの意見があった。

以上の評価結果をもとに、取締役会にて、当社取締役会の実効性は確保されている旨の結論を得ました。今後、継続的な評価の過程での意見・議論を踏まえ、取締役会の運営並びに運営環境を洗練させ、戦略課題の審議、推進状況のモニタリングなどを一層充実させてまいります。

<補充原則4-14 取締役・監査役のトレーニング>

当社では、取締役・監査役自らが積極的に学ぶことに加え、職務の遂行に必要と考えられるテーマ(コンプライアンス、株主総会の動向等)に関する研修会を実施しています。その他業務執行状況を理解するためのオフィス視察、会議見学、インタビューの実施等の機会を設けております。また、第三者機関が開催する職務遂行に有用な研修会の情報も提供しております。

<原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針>

当社では、企業と株主(潜在株主としての機関投資家や個人投資家を含む)の共通目的である企業価値の持続的成長を目指し、信頼関係を構築するために、業績、経営戦略、資本政策、リスク、コーポレートガバナンス体制などについて以下の方法により継続的・建設的で透明・公正な対話を実施しております。

- 株主との対話は専務取締役CFOが統括を行い、面談の目的と効果、株主属性を勘案し、代表取締役社長、専務取締役CFOを中心とした経営幹部により対話者と対話方法を検討のうえ実施しています。
- IRは財務部ならびに経営企画室が中心となり社内関連部署から必要情報を収集し、分かり易い資料作成や説明により株主との対話を充実させています。
- 定時株主総会、決算説明会(年2回)、個人投資家向け説明会(年2回)、四半期決算開示毎の国内外機関投資家・アナリストとの会議、ホームページでのIR情報開示、個人投資家様からの電話・メール等による問い合わせへの個別対応などを通じて対話の機会を持ち、質問や要望、説明会での参加者情報やアンケート結果などをIR活動へ反映しています。
- 株主との対話を通じて把握した株主の関心や懸念は専務取締役CFOに集約し、経営分析や情報開示の在り方などの検討に活かしています。
- IR活動や株主との対話においては、社内規程の定めるところに従い、適切にインサイダー情報を管理しております。なお、当社では決算情報に関する対話を控える沈黙期間を四半期決算期日の翌日から決算短信発表日までを沈黙期間としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社秦野	4,491,100	19.88
株式会社高橋	1,987,900	8.80
高木 幸一	1,200,000	5.31
辻本 桂吾	1,024,200	4.53
株式会社坂本	805,500	3.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	747,100	3.31
秦野 和浩	742,000	3.29
高橋 明宏	741,600	3.28
坂本 勲勇	735,800	3.26
河合 順	600,400	2.66

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
野木森 雅郁	他の会社の出身者													
大澤 昭夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

下村 恭一	他の会社の出身者																			
-------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島 与志明		社外監査役の中島与志明氏は、当社の顧客であるアステラス製薬株式会社の出身です。アステラス製薬株式会社と当社の間には、年間269,690千円(2020年3月期実績)の取引が存在しています。	国内大手製薬企業及び国内大手化学メーカーにおいて、執行役員として主に人事関連の部署を率いた経験を有されており、その豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映していただくため、就任をお願いしたものであります。また、社外監査役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。なお、証券取引所が掲げる、独立性があると判断する理由の説明を要する者のいずれにも該当いたしません。
村上 祐一		社外監査役の村上祐一氏は、当社の顧客であるアステラス製薬株式会社の出身です。アステラス製薬株式会社と当社の間には、年間269,690千円(2020年3月期実績)の取引が存在しています。	国内大手製薬会社等において、経理財務関連の部署を率いた経験やその子会社の監査役を務めた経験を有されており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、他社での豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役として就任をお願いしたものであります。また、社外監査役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。なお、証券取引所が掲げる、独立性があると判断する理由の説明を要する者のいずれにも該当いたしません。
下村 恭一		社外監査役の下村恭一氏は、当社の顧客であるアステラス製薬株式会社の出身です。アステラス製薬株式会社と当社の間には、年間269,690千円(2020年3月期実績)の取引が存在しています。	国内大手製薬会社において、研究所所長や執行役員研究開発センター長として新薬の研究開発を率いた経験を有されており、他社での豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役として就任をお願いしたものであります。また、社外監査役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。なお、証券取引所が掲げる、独立性があると判断する理由の説明を要する者のいずれにも該当いたしません。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

社外取締役を除き、当社の取締役は、すべて現株にて当社株式を保有しているため、特にインセンティブ制度を別途には実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

開示手段: 有価証券報告書、事業報告

開示状況: 社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明: 2020年3月期にかかる当社の取締役及び監査役の報酬は、以下の通りです。

取締役11名288百万円(うち社外取締役2名14百万円)

監査役3名56百万円(うち社外監査役3名56百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、取締役又は監査役の報酬限度額を株主総会で決議した後、取締役会の決議により各取締役の報酬額を、監査役の協議により各監査役の報酬額を決定しております。取締役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第2回定時株主総会において年額800百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は13名以内で、提出日現在は11名。)と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第2回定時株主総会において年額200百万円以内(定款に定める監査役の員数は4名以内で、本有価証券報告書提出日現在は3名)と決議いただいております。

各取締役の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会で、会社の業績や経営内容、経済情勢などを総合的に勘案し個別の報酬額を決定しております。基本方針として、役員が職務に専念できるように月定額報酬としており、役職毎に職務の内容に応じた本給部分と、職位のリスクに応じたリスク手当の部分、並びに在職年数に応じた功績部分の3つから構成しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

(社外取締役のサポート体制)

社外取締役の業務補助(情報伝達等を含む)については担当者を設置し、サポートする体制を構築しております。

(社外監査役のサポート体制)

監査役会規程に従い、社外監査役の業務補助及び事務局として監査役スタッフを置き、サポート体制を強化しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行と監査・監督機能

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役11名(うち社外取締役2名)で構成され、定例取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定や月次予算統制その他重要事項の報告により業務執行及び各取締役の職務執行状況の監督を行っております。

(2) 執行役員制度

当社は、経営の健全化、効率化及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会が決定した基本方針に基づき、業務執行にあっております。

(3) 経営会議

役付取締役、役付執行役員及び常勤監査役をメンバーとした経営会議を、月1回以上開催しております。経営会議は、業務執行上の諸問題をタイムリーに解決する他、経営上の重要事項や業務施策の進捗状況等について審議、意思疎通を図ることを目的としております。

(4) 監査役、監査役会

監査役会は、常勤監査役2名及び非常勤監査役1名(3名とも社外監査役)で構成されております。また、定例監査役会を毎月1回、必要に応じて臨時監査役会を随時開催しております。この他、取締役会に出席し必要に応じ発言するだけでなく、常勤監査役は経営会議にも出席し、業務執行等に係る監査を行っております。

(5) 内部監査

当社は、監査室長及び専任者2名で構成する代表取締役社長直轄の監査室を設置しております。監査室は毎事業年度の期初に代表取締役社長の承認を得た年度計画に従い、業務執行の合理性・効率性・適正性・妥当性等について、全部門を対象に監査しております。内部監査の結果については、内部監査結果通知書及び改善事項があれば改善指示書を作成し、被監査部門に改善の指示を行います。被監査部門は、改善要請のあった事項については、通知後遅滞なく改善指示に対する回答書を作成し、内部監査の結果を業務改善に反映しております。

(6) 会計監査

会社法及び金融商品取引法の規定に基づき、連結財務諸表及び財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けており、継続監査期間は14年であります。2020年3月期の会計監査業務を執行した公認会計士は関口 浩一、高見 勝文の2名であります。なお、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他7名です。

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役野木森雅郁氏及び大澤昭夫氏並びに社外監査役下村恭一氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

2. 指名、報酬決定等

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。また、役員の報酬につきましては、取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内において、取締役会で決定しております。監査役の報酬は、株主総会で承認された監査役の報酬総額の範囲内において、監査役会で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、製薬会社のパートナーとして医薬品の開発と価値の最大化に貢献することを目的として、事業運営を行っております。そのため、医薬品事業を熟知した人材を中心に取締役会を構成しております。また、取締役会による経営の意思決定及び取締役の業務執行について、社外取締役2名、社外監査役3名が監督又は監査を実施することで監視機能を強化し、事業運営の健全性と透明性を確保しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	議決権行使の便宜を図るため、株主総会の円滑運営のための準備期間も考慮し、可能な限り集中日を回避する予定です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度、代表取締役社長を説明者として、個人投資家向けに決算説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算及び第2四半期決算発表後の年2回、代表取締役社長を説明者として、アナリスト及び機関投資家向けに決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書等、その他適時開示資料、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部にて担当しており、IR担当役員は専務取締役管理本部長CFOです。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念として、「医薬品開発のあらゆる場面で常にプロフェッショナルとしての質を提供し、ステークホルダーである製薬会社、医療機関、患者ならびに株主、従業員の幸せを追求する。」と謳っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適切な手法によりできる限り適時かつ公平に情報開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりであります。

- 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 当社は、「企業行動規範」を定め、取締役及び使用人が法令・定款及び社内規程を遵守して活動できるよう、継続的に教育・推進を行う。また、取締役及び使用人は、「企業行動規範」の遵守を誓約する旨を記載した文書に毎年署名し、会社に提出する。
 - 当社の代表取締役社長は、コンプライアンス体制の総括責任者として担当取締役を任命し、当該担当取締役はコンプライアンス体制の推進及び問題点の改善に努める。
 - 当社の監査役は、取締役会のほか社内的重要会議に参加し、コンプライアンス体制の整備状況の確認と問題点の把握、改善に努める。
 - 当社は、代表取締役社長直轄の組織として監査室を設置し、当室は監査役と連携して法令・諸規則の遵守状況の監視を行い、取締役会にて報告する。
 - 当社は、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築及び運用状況を継続的に評価することにより、財務報告の信頼性及び適正性を確保する。
 - 当社は、「社内通報マニュアル」に基づき、コンプライアンスに反する行為の早期発見、是正に努める。
 - 当社は、「企業行動規範」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に従い、反社会的勢力、組織又は団体に対しては、不正又は不当な要求に応じず断固たる対応を貫き、一切の関係を遮断する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「業務決裁規程」、「職務権限規程」、「組織・業務分掌規程」、「稟議規程」及び「情報セキュリティ管理規程」等の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を議事録、稟議書等の文書に記録し、適切に保存する。取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「リスク管理規程」に基づき、企業活動に影響を及ぼす恐れのあるリスクを想定し、問題発生時の未然防止に努める。重大な経営リスクが顕在化したときには、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、被害を最小限にするための対策を講じる。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「業務決裁規程」、「職務権限規程」、「組織・業務分掌規程」及び「稟議規程」等の社内規程により、取締役の職務権限及び会議体の付議基準を明確化し、より効率的で妥当性のある意思決定を実現する。
 - 当社は、経営会議を月1回以上開催し、取締役会への付議事項に関する十分な事前検討、及び取締役会への報告事項に関する事前決定を行うことにより、意思決定の迅速化を図る。
- 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 当社及びグループ各社は、コンプライアンスに関する基本方針を共有し、業務の適正を確保する。
 - 当社及びグループ各社は、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を実行し、財務報告の信頼性を確保する。
 - 当社及びグループ各社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため企業行動規範の周知徹底を図る。
 - 当社及びグループ各社は、リスク管理に係る規則に従い、リスクに関する管理体制を構築する。
 - 当社は、経営計画において当社及びグループ各社が達成すべき目標を明確化するとともに、業務遂行状況の評価、管理を行う。
 - 当社は、「関係会社管理規程」により、グループ各社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に報告を受け、その状況を把握する。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社の取締役会は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。また、当該使用人がその業務に関して監査役から指示を受けたときは、その指示の実効性を確保する。
- 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が指定する補助すべき職務に関しては、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - 当社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役会規程」、「監査役監査基準」及び「社内通報マニュアル」等の社内規程に基づき監査役に報告するものとする。
 - 当社の監査役は、取締役及び使用人から上記に係る通報があった場合、「社内通報マニュアル」に従い、その対応を行う。
 - 当社は、取締役及び使用人から上記に係る通報があった場合、これを理由として通報者が不利益な取扱いを受けないよう、その保護を徹底する。
 - 当社は、第三者からの通報を当社ホームページ上のお問い合わせ窓口（メール）、電話等で受け付けたとき、必要ある場合は監査役へ報告する。
- 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 当社の監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、経営会議、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める。取締役及び使用人はこの求めを阻むことはできない。
 - 当社の監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、監査室と緊密な連携を保ちながら監査役監査の実効を図る。

11. 当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

当社の取締役会は、当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制の運用について定期的に検証を行い、事業年度の運用状況の概要を事業報告に記載する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはならない。当社役員、社員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示さなければならない。」を基本姿勢とし、「反社会的勢力対応マニュアル」に詳細を明記して全役員・社員に周知徹底しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示の基本方針

当社は、株主・投資家の皆様に対して金融商品取引法及び東京証券取引所の定める規則、その他関連法規や規則に準拠するのみならず、重要情報について適時性・網羅性・適正性・正確性を十分に意識し、積極的な情報開示を実行いたします。さらに、当社WEBサイトや決算説明会を活用して、機関投資家及び個人投資家に対する自発的なIR活動を積極的に実施してまいります。

2. 適時開示に関する体制

(1) 情報開示にかかる組織体制

当社における情報開示の担当部署は管理本部であり、情報管理責任者(専務取締役管理本部長、以下省略)の監督の下、開示担当者3名が開示関連業務(情報収集・文書作成・開示手続)を実施しております。

(2) 情報開示の手続

イ. 決定事実

原則として取締役会において審議・決議がなされた後、速やかな開示を実行いたします。

ロ. 発生事実

当該事実の発生部門(子会社を含む)あるいはその事実を認識した役員・職員が管理本部に情報を報告し、取締役会における審議・決議を経て速やかな開示を実行いたします。

ハ. 決算情報

管理本部経理担当者が決算情報等を確定し、開示担当者が決算書類等及び開示文書の作成を行い、これを取締役会が承認した後、速やかな開示を実行いたします。

(3) 情報開示の必要性の判断

情報管理責任者の監督の下、管理本部にて関連法規及び規則に基づき開示の必要性を判断し、取締役会において最終決定をしております。

(4) 情報開示のモニタリング

当社では、内部監査ならびに監査役監査を実施し、開示の適切性を確認しております。

